

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第61号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年4月21日 12時50分ごろ	
発生場所	静岡県下田市爪木埼東沖 爪木埼灯台から真方位096° 5.9海里付近 (概位 北緯34° 38.9′ 東経139° 06.4′)	
事故等調査の経過	平成22年4月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{コスコラン} COSCO RAN (パナマ共和国)、8,917トン 9247869 (IMO番号)、SG GONDOLA INC. B 漁船 第一さち丸、4.77トン SO3-14816 (漁船登録番号)、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 二等航海士（中華人民共和国国籍）、パナマ共和国免状 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船尾部に擦過傷 B 船首部に小破損	
事故等の経過	A船は、船長ほか21人が乗り組み、爪木埼東沖を約223°の針路及び約17ノット(kn)の速力で航行していた。 船橋当直に当たっていた二等航海士Aは、左舷船首方に西進するB船を視認したが、B船が自船の船尾方を通過すると思い、その後、B船のコンパス方位を確認せずに同じ針路及び速力で航行を続けた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船尾甲板で漁獲物を釣り針から外す作業を行いながら、約270°の針路及び約11knの速力で自動操舵により航行していた。 両船は、平成22年4月21日12時50分ごろ、A船の左舷船尾部とB船の船首部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m	
その他の事項	A船は、京浜港横浜区から中華人民共和国青島港に向けて航行していた。 B船は、伊豆大島西方海域で操業の後、静岡県下田港の魚市場に向け帰航中であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし 爪木埼東沖において、A船が南西進中、B船が西進中、両船が衝突したものと考えられる。 二等航海士Aは、左舷船首方にB船を視認したが、B船がA船の船尾方を通過すると思い、その後、B船のコンパス方位を測定するなど適切な見

		張りを行わなかった可能性があると考えられる。 船長Bは、船尾甲板での漁獲物の整理作業に意識を集中していたため、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、爪木埼東沖において、A船が南西進中、B船が西進中、A船がB船を視認した後、適切な見張りを行わず、また、B船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	